



事 務 連 絡
令 和 2 年 9 月 9 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関するQ&A（その4）について

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和2年7月3日保連発0703第1号）については、令和2年9月9日保連発0909第1号をもって改正されたところですが、別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関して、別添のとおりQ&A（その4）を作成しましたので、貴基金におかれましては、内容を御了知の上、関係団体及び関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

一括申請について

問1 実施要領第8の2に基づく、複数の保険医療機関等が一括して行う申請（以下「一括申請」という。）について教えてください。

（答）

「顔認証付きカードリーダーの一括申請」を利用できるのは、医療法人等のグループやチェーン薬局の本社などが該当し、配下の保険医療機関等を取りまとめて申請する方法です。

手続きの流れについては、今後ポータルサイトに掲載します。

問2 一括申請とは、どのような内容か教えてください。

（答）

一括申請には、顔認証付きカードリーダーの交付を一括して申請する「顔認証付きカードリーダーの一括申請」と、補助金の申請を一括して申請する「補助金の一括申請」の2種類があります。

現時点では「顔認証付きカードリーダーの一括申請」のみ行うことができますが、今後「補助金の一括申請」も行えるよう準備を進めています。

いずれも、個々の保険医療機関等が行う手続きをまとめて行うことにより、手続きを簡素化するものです。

問3 チェーン薬局を経営していますが、グループ内の全店舗で同時期に顔認証付きカードリーダーを申し込むのではなく、グループ内の一部の店舗から段階的に全店舗に導入することを予定しています。この場合、顔認証付きカードリーダー導入を決定した店舗ごとに、複数回に分けて顔認証付きカードリーダーの一括申請を行うことは可能ですか。

（答）

可能です。ただし、この場合でも、同一店舗での複数回申請は認められません。

問４ 補助金の一括申請を行う場合、実施要領第５の１（５）に規定されている事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿の整備、当該収入及び支出に係る証拠書類の整理、及びこれらの書類の事業終了後の保管義務に関する責任は誰が負うことになるのでしょうか。

（答）

取りまとめ者に責務が課せられます。

問５ チェーン薬局等のグループ経営に属する保険薬局等が、一括申請を行わず、個別の保険薬局等ごとに申請を行うことは可能ですか。

（答）

可能です。

問６ 保険医療機関等でオンライン資格確認の導入に必要なシステム等を独自で開発している場合、添付書類が提出できないと思われそうですが、省略可能でしょうか。何か他の書類の提出が必要でしょうか。

（答）

保険医療機関等において独自にシステム開発を行っていて、添付書類が提出できない場合は、オンライン資格確認等の導入にかかった経費を証明する書類の提出が必要となります。例えば、100 店舗分のシステムを本社が 1000 万円で開発した場合には、1 店舗当たり 10 万円の費用がかかったとして申請していただきます。